



海老名市告示第91号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定に基づき、コンビニエンスストア等に設置されているキオスク端末から交付する各種証明書の収納の事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定に基づき告示する。

令和8年4月22日

海老名市長 内野



1 受託者・収納事務

受託者	収納事務
東京都千代田区一番町25番地 地方公共団体情報システム機構 理事長 椎橋 章夫	住民票の写しの交付手数料、印鑑登録証明書交付手数料、戸籍証明書交付手数料、戸籍の附票の写し交付手数料の収納事務

2 指定をした日及び委託をした日 令和8年4月1日

3 委託期間 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

海老名市告示第 92 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 231 条の 2 の 3 第 1 項及び地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 157 条の 2 の規定による指定納付受託者の指定について、海老名市予算決算会計規則（平成 10 年規則第 21 号）第 63 条の 2 第 1 項の規定に基づき指定したので、地方自治法第 231 条の 2 の 3 第 2 項及び海老名市予算決算会計規則第 63 条の 2 第 2 項の規定に基づき告示する。

令和 8 年 4 月 22 日

海老名市長 内 野



1 指定納付受託者の名称、住所または事務所の所在地

株式会社 N T T データ

代表取締役社長 鈴木 正範

東京都江東区豊洲 3-3-3

2 指定した日

令和 8 年 4 月 1 日

3 指定納付受託者に納付させる歳入

海老名市手数料条例（昭和 40 年 3 月 20 日条例第 6 号）第 2 条第 1 項に規定する手数料、海老名市廃棄物の減量化、資源化、適正処理等に関する条例（平成 5 年 3 月 26 日条例第 8 号）第 27 条第 1 項に規定する手数料及び郵送料

4 指定納付受託者に歳入を納付させる期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日まで